

新篠津村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

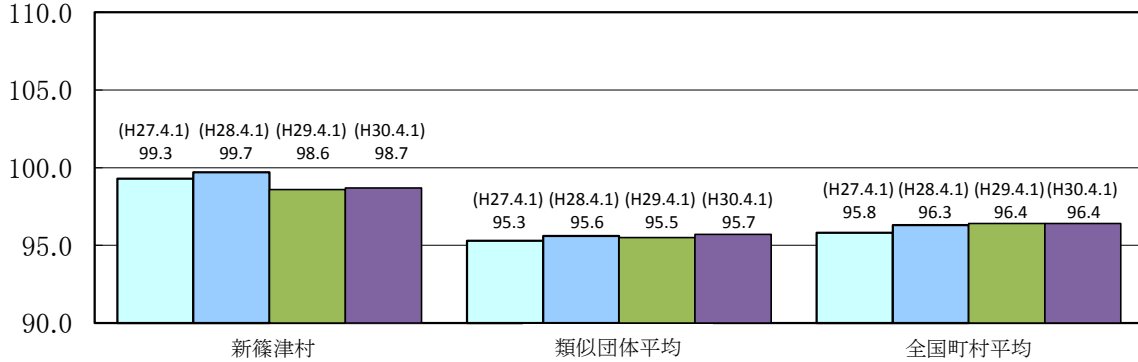
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 28年度の人件费率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
29	3,173	3,272,466	62,034	490,225	15.0	14.1

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体の平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
29	53	186,485	26,798	75,195	288,478	5,443	5,414

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、29年4月1日現在の一般職の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	月	月	月	%	%	%
30					0.16	0.16

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度 30	月	月	月	%	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期)
(内容)

②その他の見直し内容

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
新篠津村	41.8 歳	318,500 円	367,313 円	356,635 円
北海道	44.2 歳	326,697 円	392,780 円	369,693 円
国	43.5 歳	329,845 円	- 円	410,940 円
類似団体	40.6 歳	294,324 円	333,931 円	323,675 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分	新篠津村	北海道	国	
一般行政職	大学卒	179,200 円	179,200 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	147,100 円	147,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（30年4月1日現在）

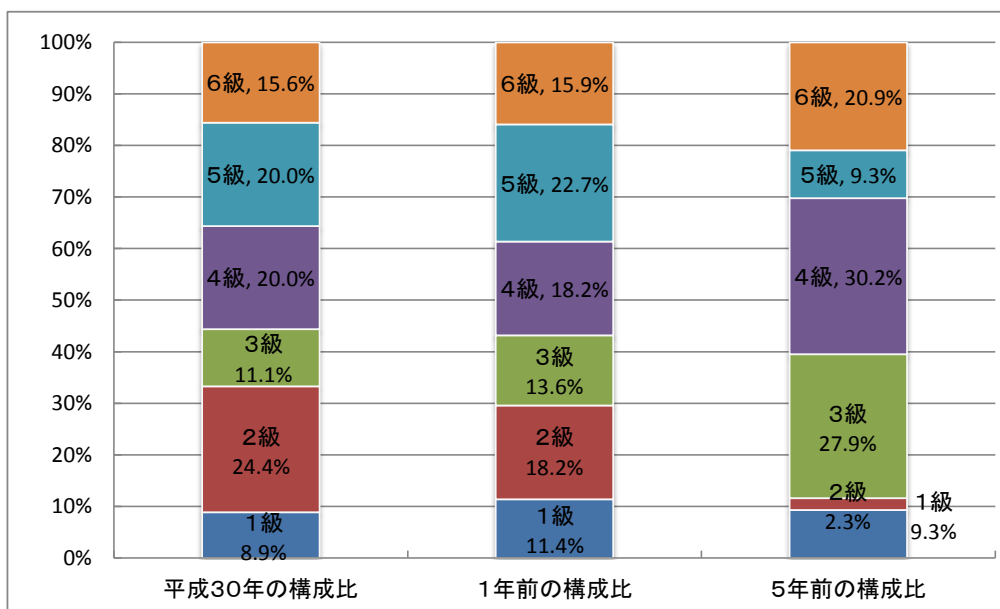
区 分		経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年	経験年数25年～30年
一般行政職	大 学 卒	285,800 円	320,000 円	364,000 円	386,200 円
	高 校 卒	245,000 円	- 円	- 円	356,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号俸の給料月額
1 級	主事補、技師補、主事、技師	4 人	8.9 %	142,600 円	247,100 円
2 級	主事、技師	11 人	24.4 %	192,700 円	303,800 円
3 級	主査、係長	5 人	11.1 %	228,900 円	349,600 円
4 級	主査、係長	9 人	20.0 %	262,000 円	380,600 円
5 級	主幹、副主幹	9 人	20.0 %	288,000 円	392,600 円
6 級	課長、参事	7 人	15.6 %	318,500 円	409,800 円

- (注) 1 新篠津村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（新篠津村）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期		○ 未定		○ 未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新篠津村	北海道	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,586 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,673 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（新篠津村）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

新篠津村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6655 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6655 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	22,326 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	3,792 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	128 千円
支給実績（28年度決算）	6,635 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	175 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(4) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 特定期間の子(満16歳～満22歳) 加算 5,000円	同じ		5,084 千円	195,538 円
住居手当	借家 家賃12,000円を超える者に限り、 月額27,000円を限度に支給 持家 月額9,000円支給	異なる	持家なし	5,977 千円	170,777 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に応じて55,000円を 限度に支給 交通用具利用者(自動車等) 通勤距離に応じて2,000円～ 31,600円の範囲で支給	同じ		913 千円	91,320 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に給料月額7～10%支給 課長等 10% 主幹 7%	異なる	管理又は監督の地位にある職員に給料月額8～25%支給	5,791 千円	386,105 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月まで各月の初日に在職する職員に支給 世帯主(扶養親族あり) 月額23,360円 世帯主(扶養親族なし) 月額13,060円 その他 月額 8,800円	同じ		4,615 千円	88,763 円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 村 長	685,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
				820,000	円/	498,000	円
報 酬	副 町 村 長	605,000	円	667,000	円/	443,000	円
	議 長	260,000	円	316,000	円/	186,300	円
	副 議 長	225,000	円	253,000	円/	129,600	円
期 末 手 当	議 員	190,000	円	230,000	円/	109,000	円
	町 村 長	(29年度支給割合)					
退 職 手 当	副 町 村 長	4.40	月分				
	議 長	(29年度支給割合)					
備 考	副 議 長	4.40	月分				
	議 員	(算定方式)					
	村 長	給料月額×20.504月	(1期の手当額)	14,045,240円	(支給時期)	任期毎	
備 考	副 村 長	給料月額×12.936月		7,826,280円		任期毎	
	備 考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

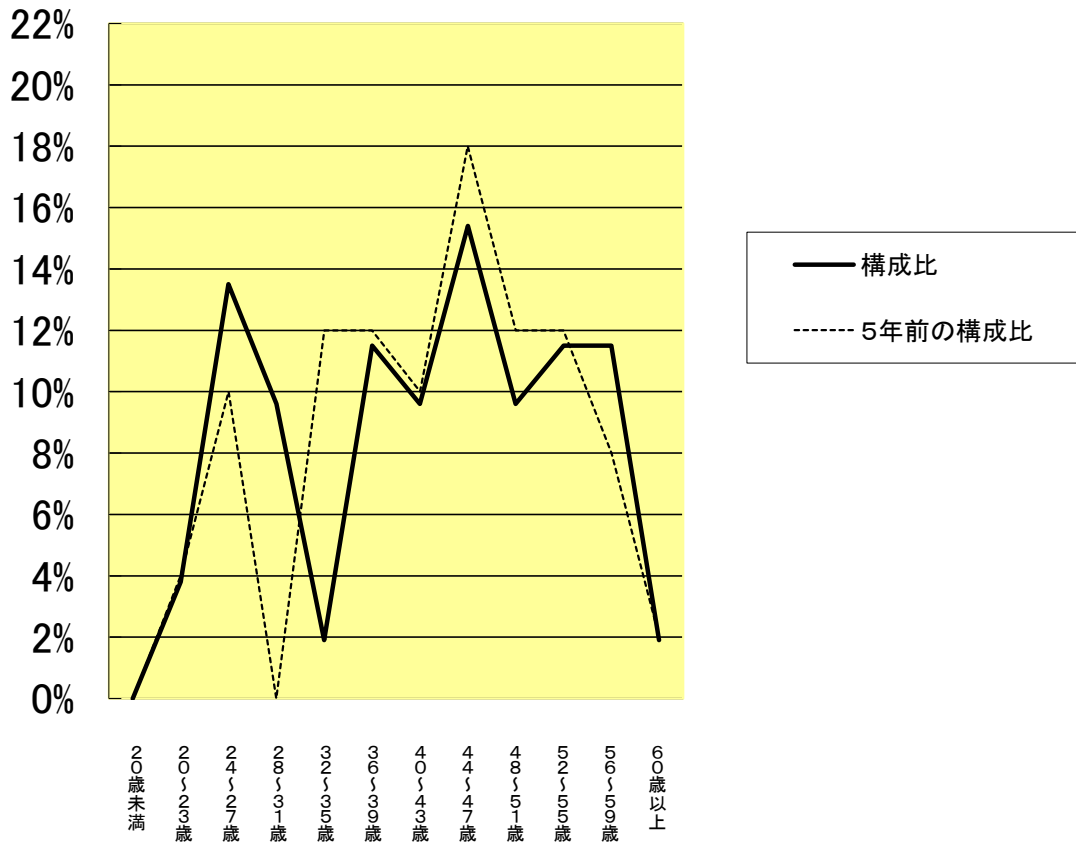
区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	スタッフの充実、育児休業職員の補充 業務の一部整理統合、欠員不補充
		総 務	14	16	2	
		税 務	3	3	0	
		民 生	6	6	0	
		衛 生	8	5	△3	
		農林水産	7	7	0	
		商 工	1	1	0	
		土 木	4	4	0	
	計	45	44	△1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 13.87 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 18.90 人)	
	教育部門	5	5	0		
消防部門						
小 計	50	49	△1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 15.44 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 22.21 人)		
公 営 会 企 業 部 等 門	国民健康保険	1	1	0		
	介護保険	1	1	0		
	後期高齢者医療	1	1	0		
小 計	3	3	0			
合 計	53	52	△1			
	[87]	[87]	[0]			

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（30年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	7人	5人	1人	6人	5人	8人	5人	6人	6人	1人	52人



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		41	41	43	41	45	44	3 (7.3%)
教育		6	7	5	6	5	5	△1 (△16.7%)
消防								()
普通会計計		47	48	48	47	50	49	2 (4.3%)
公営企業等会計計		3	3	3	3	3	3	0 (0%)
総合計		50	51	51	50	53	52	2 (4.0%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。